

建設行為に関する施行基準要綱

(平成二十二年四月一日訓令第二十八号)

改正 平成二十二年十月一日訓令第七十八号

改正 平成二十二年十二月二十七日訓令第八十三号

改正 平成二十六年四月一日訓令第二十三号

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 道路等(第四条―第十五条)

第三章 公園(第十六条・第十七条)

第四章 下水道

第一節 総則(第十八条・第十九条)

第二節 下水設備(第二十条―第二十八条)

第三節 排水設備(第二十九条―第三十二条)

第五章 河川等(第三十三条―第三十八条)

第六章 消防水利施設等(第三十九条―第四十七条)

第七章 集会所(第四十八条―第五十二条)

第八章 交通安全施設(第五十三条―第五十七条)

第九章 駐車設備及びごみ集積設備(第五十八条―第六十三条)

第十章 緑化(第六十四条)

第十一章 福祉のまち整備(第六十五条)

第十二章 雑則(第六十六条―第六十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この要綱は、建設行為の基準に関し、箕面市まちづくり推進条例

(共同住宅のごみ集積設備)

第六十二条 共同住宅のごみ集積設備は、次表に掲げるところによるものとする。

- 一 床及び壁の材料、色彩等は、周囲の景観及び環境に配慮すること。
- 二 壁の高さは、五十センチメートル以上とすること。
- 三 屋根及び扉を設置する場合は、扉を閉めた時に密閉とならない構造とし、入口の開口幅及び高さは二メートル以上とすること
- 四 建設棟数が複数の場合は、排出経路を考慮し設置箇所数をまとめることができる。この場合の有効面積は、規則別表第六に規定する基準内容に準じて算出するものとする。

2 共同住宅のごみ集積設備は、次の各号のいずれにも該当する場合は、公道に面さない位置に設置する事ができる。

- 一 収集作業が容易にできる場所であること。
- 二 収集車が通り抜けできる敷地内通路又は転回スペースがあり集積設備まで安全に後退できる敷地内通路に接している場所であること。
- 三 通路及び転回スペースが収集車両の重量に耐えうる構造であること。

(戸建住宅のごみ集積設備)

第六十三条 戸建住宅（計画戸数が五戸以上のものに限る。以下この条において同じ。）のごみ集積設備は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 床及び壁の材料、色彩等は、周囲の景観及び環境に配慮すること。
- 二 壁の高さは、五十センチメートル以上とすること。
- 三 近隣住民への配慮、近隣住民からの要望、害獣等によるごみの散乱防止のための対策を講じようとする場合は、事前に関係課と調整

を行うこと。

2 計画戸数が二十戸未満の戸建住宅のごみ集積設備で次の各号のいずれにも該当する場合であつて、市の収集計画に支障がないと市長が特に認める場合は、規則別表第六に規定する設置数を減じ、又は免ずることが出来るものとする。

一 収集作業が容易にできる場所であること。

二 収集車が通り抜けできる道路（道路法上の道路及び建築基準法四十二条に規定する道路を含む。以下同じ。）、収集車の転回スペースがある道路又は集積設備まで安全に後退できる道路に接している場所であること。

三 道路及び転回スペースが収集車両の重量に耐えうる構造であること。

3 前項の規定によりごみ集積設備の設置数を減じ、又は免ぜられた場合は、収集担当課と調整し、ごみ排出位置を指定し、又は各戸敷地内に排出スペースを確保しなければならない。

第十章 緑化

(植栽)

第六十四条 植栽する樹木は、次の表によるものとする。

2 樹木の本数は、原則として、百平方メートル当たり高木十本、中木十本、低木百本以上とする。